

契約初年度

# 漏えい線量測定 1万円キャンペーン



群馬県診療放射線技師会放射線管理部では、X線を使用されている御施設様に対する、漏えい放射線量測定事業を提供しております。X線診療室の管理区域における放射線漏えい線量測定は、医療法施行規則第30条の22に於いて「6ヶ月を越えない期間毎に1回測定すること」と規定されています。しかし、実際には測定のために必要なサーベイメータを所有していない御施設様が多く、所有していても定期的に校正を実施していなかったり、測定の正しい方法・法的書類の作成方法がわからなかったりなど様々な理由でお困りの声が聞かれます。また、小規模施設においてX線発生装置が1台しかなく、使用頻度も少ない上に、半年毎に高い料金を支払い、測定を依頼することに抵抗がある御施設様も多い状況です。どれだけ使用頻度が少なくても、X線発生装置を設置している限りは法律の規制から免れることは出来ませんし、働くスタッフの方や患者様の安全のためにも漏えい線量測定をしていただく必要があります。

そこで、漏えい線量測定を定期的に行っていただき、より安心安全な職場環境づくりのきっかけになればとこのキャンペーンを企画致しました。群馬県診療放射線技師会が提供するサービスであり、現役の診療放射線技師が貴施設へ伺い測定を実施致しますので安心して御利用下さい。



1. X線診療室：一般撮影室、X線透視室、CT室、血管造影室、骨密度測定室、乳房撮影室、  
歯科用X線撮影室（パノラマ撮影、デンタル撮影）、血液製剤照射室など
2. 特別料金：1万円（税抜）/1部屋（測定済を示すシールの発行、公的書類の作成、出張費含む）

【例：測定部屋数1部屋の場合】

半年に1回の測定を行うため、契約初年度は合計2万円になります

\*初年度の漏えい線量測定料金は1回1万円/1部屋です。2年目以降の料金はお問い合わせください。

### 3. 測定の流れ：①日程調整

- ②放射線管理部担当者が漏えい線量測定の実施
- ③漏えい線量測定報告書を各御施設へ郵送
- ④漏えい線量測定料金のお支払い

4. 注 意 事 項：漏えい線量測定の時間的流れを御理解いただく目的で、契約は1年単位となります。1回のみでの測定の契約ではございません。

※事前に準備していただく資料がございます。

(建物全体の図面、X線診療室の鉛厚のわかる図面、X線装置の詳細資料、使用状況・照射録等)

5. お申し込み方法：群馬県診療放射線技師会放射線管理部のホームページ内の【放射線管理部へのお問い合わせ】より、御施設名、部屋数、管球数、御連絡先を記入した上でお問い合わせください。

ホームページ URL：<https://www.gunmart.jp/放射線管理部-旧環境測定課-漏えい線量測定はこちら/>

\*1週間以内に返信がない場合は、メールが送信できていない可能性がございますのでお手数ですがもう一度メールを送信してください。

**放射線管理部へのお問い合わせ**

放射線管理部への測定依頼等、お問い合わせは下記フォームにご記入の上、送信ボタンをクリックしてください。

名前 *	<input type="text"/>	お名前をご記入ください
メールアドレス *	<input type="text"/>	メールアドレスをご記入ください
メッセージ *	<input type="text" value="初回漏えい線量測定"/> 施設名： 部屋数： 管球数： 連絡先：	メッセージ欄へ、「初回漏えい線量測定」とご記入の上、施設名、部屋数、管球数、連絡先をご記入ください。

プライバシーポリシー が適用されます



企画責任者

一般社団法人群馬県診療放射線技師会

放射線管理部 部長 安藤